

高陽院初度御会のこと

— 定家本月清集書入れをめぐって —

片 山 享

はじめに

藤原良経の家集「秋篠月清集」には定家本系統と教家本系統の二系統の伝本があり、以前わたくしは、この二系統本の性格を論じて定家本は良経手沢の草稿本を筆写したもので詞書等に定家の恣意が加わっているが、教家本が教家の整理の手が加わっているのに対して良経の草稿本の面影を伝え、教家本に比して優位性をもつことを述べたことがある。注本稿では前稿の一部補訂をかねて、定家本のみのみられる高陽院初度御会の詞書をとりあげ、定家本原本の成立過程を考えてみたい。

る)では祝部の巻軸に

本母入 高陽院初度御会に

の詞書を持ち、歌を欠いている。定家本系統の静嘉堂文庫本、風行齊自筆本(広大研究室蔵)も同様であり、また京大図書館六家集本、天理図書館六家集本では「高陽院初度御会」の詞書のみを有する。東大研究室本は教家本系統本文を定家本で校合しているが、これには本母入 高陽院初度御会に定本如此世世と定家本によって書き入れ不詳ている。ところで書陵部本(四六四・二九)では、この詞書は次の恋部の巻頭の詞書と合わされて

高陽院初度御会に恋哥よみけるに

となっていて、書陵部六家集本(一五一・四二四)も同様であり、六家集板本も同様である。伝常縁筆教家本(古典文庫)ではこの詞書はなく、書陵部本二本(御所本・五〇一・五一) (桂宮本五一・一・三)、島原文庫本、陽明文庫本、河野記念館本、大山寺本等も

定家等筆月清集(「定家珠芳」所収月清集。以下定家本と略称す

この詞書を欠いている。伝本情況の全体については稿を改めたいので、今それぞれの伝本の性格についてはふれないことにする。

さて、この詞書について古典文庫解説で松沢千里氏は「教家本恋部の最初に「恋哥よみけるに」として、三首の歌が連記されている。これは定家本（稿者注静嘉堂文庫本）も同じであるが、六家集版本では、詞書が「高陽院初度御会に恋哥よみけるに」となっていて、三首の同じ歌が載っている。ところが、この「高陽院初度御会に」の詞書は、さらに定家本を見ると、恋部の前、即ち祝部の終りの余白に

本吾人 高陽院初度御会に

と記されている。これによると、定家本には、祝部に属する「高陽院初度御会に」の歌が別にあつて、それが書き入れてないという意味にもとれるし、六家集版本では「恋哥よみけるに」の上に、これを混同して取入れ、詞書としたとも思われる。しかし、定家本に「本吾人」とあるところから推して、これらの文句に全く独れていない教家本が、やはり正しいと考えてよいのではないか。」と述べていられる。六家集版本の詞書が祝部巻軸と恋部巻首の詞書の混入したものであって不正確なものであることは、氏のご指摘の通りであるが、これをもって教家本の優位性の根拠の一つとされるのは首肯できない。このことはむしろ教家本と定家本の成立の相違に帰せられ

るのではないかと考えるのである。

二

元久二年十二月二日、かねて後鳥羽院新御所として高陽院の造営工事が進められてきたが、造営を終え、この日後鳥羽院は新御所高陽院殿に移徙された。この御所は以後院の常御所として用いられ、承久三年五月十四日、鎌倉幕府追討の挙兵にはじまる承久の変はこの御所が舞台となるのである。

高陽院初度御会はご移徙の翌年正月十一日に催されたものである。これについて後鳥羽院御集には

建永元年正月十一日御会 高陽院

庭花春久

春とめる庭のあるしは八雲たついつもつきせぬ花のかそずる

とあり、拾遺愚草（下）には

元久三年正月高陽院殿初度 応製

庭花春久

あらたまの年のちとせのはるの色をかねて見かきの花にまつかな
また、明日香井和歌集では

高陽院歌合 建永元年正月十一日

庭花春久

万代を嘲の梅もさきくさのみつはよつはに匂ふはるかせ

とあるものである。明日香井集には歌合となつてゐるが、御会とすべきである。御会会記がないので、御会の規模や出詠歌人は不明であるが、後鳥羽院御所の初度御会としては建仁元年四月二十六日の

鳥羽殿初度御会や建仁三年一月十五日の京極殿初度御会があり、明月記の記事によつて両初度御会の様子を伺うことができる。関連記事をあげる。

〔鳥羽殿初度御会〕

建仁元年四月

廿六日、天晴、巳時許先参大臣殿、今日御歌、昨日被_レ仰合、重

又申之、予今度叡風情不_レ成、極異様物也、午終許退下、今日儀

備衣冠一也、依進退煩著_ニ束帶、且又不具、未時許帰参、今日御院

参、隨身上臈冠云云、半部御車也、申時御出、先令_ニ参北殿_ニ給、

頃_頃、小時更自_ニ東川原路_一令_ニ参鳥羽_ニ給、北殿也、入_ニ勝光明院

門_ニ、令_ニ参_ニ殿中_ニ給了、座主又自_ニ在_ニ殿_一、和歌等被_レ仰、歌人伶人等少々

参入、衣箱不_レ加_ニ承_レ之由_有、日来所_レ聞人数頗相違、左大臣殿、右大

臣_臣、而_不、内大臣_序、大宮大納言_{琵琶}、藤大納言_{管絃}、歌并科_{被_レ宣_ニ給_ニ云々}、内大臣、序者、藤大納言、管絃退、歌并科_{被_レ宣_ニ給_ニ云々}、

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕_仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

要、依_レ右_レ府_不参也、六条中納言公继、拍子、堀川中納言兼宗、二位公時

今日出仕、座主又自_ニ在_ニ殿_一、和歌等被_レ仰、管絃退、歌并科_{被_レ宣_ニ給_ニ云々}、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

不可_レ然、非_レ両方者、今日申_レ被_レ宣_ニ給_ニ云々、可_レ人心、前中納言隆房

日出仕、要_レ須_ニ如何、権大納言、相似_レ殿、被_レ宣_ニ給_ニ云々、此_中更

院初度御会も前二例からみて恐らく管弦和歌御会であった可能性が強く、良経は前年四月太政大臣を辞したが摂政として咄れの御会に出席したと思われる。管弦和歌御会であったであろうことは、鳥羽殿初度御会の歌題が「池上松風」一首、京極殿初度御会は「松有春色」一首であり、統群書類従本後鳥羽院御集の同御会詞書に「高陽院殿」とあるのは「京極殿」の誤りである。高陽院初度御会の歌題が同じく「庭花春久」一首であることから推定できる。ちなみに元久元年八月十五夜の五辻殿初度御会は和歌御会（月清集教家本では勝負付がなされていて歌合であった可能性も考えられる。）であつたらしく、歌題は松間月・野辺月・田家月・櫻旅月・名所月の五題であつて、御会の後に当座御会（「既月」一首）が催されている。

以上高陽院初度御会が管弦和歌会であつたろうこと、そして良経が出席していた可能性が大であることを述べてきたが、とするならば良経自筆の定家本原本たる月清集祝部の奥に「高陽院初度御会に」と書き入れたのは良経自身であつたと考えられる。定家本はその奥書に

是御平生之時所被注置之本也、夢後書留之、粗一見了、御本念返上之間不見中書之草、字誤無極不晴覚事不能直付、

安貞二年五月二日

とあつて、定家が良経自筆の月清集を書写したのは「夢後書留之」

の語から良経急逝の建永元年三月七日以後まもなくであり、建永元年中と考えられるが、定家が書写した際にこの「高陽院初度御会に」の詞書は当然あつた筈である。ところで定家本の「不審」の書き入れは何時なされたものか、書写の際か、それとも後年読み返して奥書を記した時か。定家本は各部の巻軸に余白を残さず、末尾に続いて直ちに次の部を書いており、祝部から恋部に移る際も例外ではない。そして定家本のこの箇所は直前の

京極殿初度御会に

松有春色

をしなへてこのめも春のあさみとり

まつにそちよのいろはこもれる

のように詞書を一行に、歌題を改行して書き、次に和歌を二行書きするやり方であつて、仮りに良経自筆本の「高陽院初度御会に」の詞書が料紙の最後に來ていて、歌題および和歌が、次の裏頁にかゝつていた場合、これを書き落したという可能性が考えられる。もっとも定家本は定家が詞書と歌題を書き、和歌は所謂民部卿局筆といわれる定家子女の別筆になつていて、和歌を書き落すことはやゝ疑問とせざるを得ないのであるが、良経自身が詞書だけを書き入れたと考えるよりも自然であり、可能性があるといえる。つまり、定家本原本たる良経自筆の月清集には高陽院初度御会の歌題と和歌が書

き入れてあったのではないかと考えるのである。というのは前稿で述べたごとく、月清集はその部類排列からみて、元久元年十一月十日の春日社歌合三首および同夜当座御会（後に北野宮歌合となる）。

これについては拙稿参照）三首（ただし定家本は旅一首のみ）が歌題排列を無視してすべて各巻軸に排列されており、部類を終って後に書き入れられたと考えられるのであり、このことから当然原本月清集が各部に余白をもっていたことになるからである。以上のように

に考えるならば「不審人」と定家が書き入れたのは、奥書を記した安貞二年、月清集を眺み返した際不合理に気付いて書き入れたものといえよう。上述のように推定するならば、月清集は元久元年八月十五日以後同十月十日以前に部類され一応成立した草稿本に、同年十月十日の春日社歌合三首および同夜当座御会一首が書き入れられた。そしてその草稿本は良経の手許に留めおかれて良経が建永元年一月十一日の高陽院初度御会の歌を書き入れたものが定家本原本月清集であったということになる。それは良経急逝の約二ヶ月前のことである。教家本原本月清集は良経が俊成・慈円に加点を乞うために元久元年十一月十一日以後、十一月二十四日以前（俊成の発病は十一月二十五日朝のことであり三十日に死去しているのであるから、加点は二十四日までを終っていないなければならない）の間に書写され、それに北野宮歌合の時雨・忍恋二首を書き入れ、（同三首中

一首は「院にて当座御会旅」であって草稿本原本をそのまま書いたものと思われる。定家本は「院にて当座旅心」となっており、旅心としたのは定家の恣意と思われる。）俊成・慈円の加点を受けたものであり、教家本はそれに整理を加えたものであるということになる。

三

以上、教家本系統原本と定家本原本の成立の相違を述べてきたわけであるが、定家本原本が草稿として良経の手許におかれたものであったにしても、それは必ずしも元久元年十一月十日以後の凡ての歌を書き加えたというごとき完備したものではない。元久元年十一月十日以後、良経没の建永元年三月七日までの主な和歌行事は

元久二年三月二十六日 新古今集竟宴和歌

六月十五日 元久詩歌合

七月十八日 北野祈雨歌合

十一月三日 摂政良経詩歌合

があげられる。このうち兩詩歌合は良経は和歌は出詠していないし、北野祈雨歌合は良経は出詠しているか否かは不明である。後鳥羽院御集には

同七月十八日北野御歌合（祈雨当日出題摂政判有序）

とあり、明月記でも「十九日、入夜參殿、清繩持參北野歌合」申二御判一、即注付令返上二給、御筆不_レ停滯一、とあって良経は歌合の翌日判詞をつけているのであるが、出詠した確証はない。もともと出詠の可能性は考えられるが、月清集にはない。新古今竟宴和歌は続古今集第二十に

元久二年三月廿六日新古今集の竟宴行はれけるによみ給ひける

しき嶋や大和言葉の海にしてひろひし玉はみがかれにけり

が載っており、良経はこの竟宴和歌を月清集には書き入れていない。もともと建仁三年十一月廿三日の俊成九十賀御会の屏風歌十二首は月清集に入れているが、御会歌一首は入れていないのであるいは意図的であったかも知れない。しかし部類以前の例えば年時的に近い建仁年間の詠についても「建仁元年四月卅日院影供歌合」の暁山郭公、海辺夏月、忍恋三首中暁山郭公を欠き、同五月城南寺御会の社頭祝言、雨中郭公、野亭水深三首中社頭祝言を欠く。(ただし祝部の「城南寺にて祈雨御会社頭祝」がそれに当るかもしれない。)同七月廿七日和歌所御会「松月夜涼」および当座御会「暮山遠雁」は明月記によると出詠しているにもかゝらず月清集にはない。同十二月影供歌合も三首中二首を欠き、建仁二年九月十三夜当座御会も三首中一首を欠くといったことと必ずしも意図的とは思えない欠歌もあってにわかには断定はできないのである。ともあれ草

稿本たる定家本原本も必ずしも完備したものではありえなかつたと云えるのであるが、定家本の「未嘗入高陽院初度御会に」の書入れのある詞書から推定して、定家本原本たる良経自筆本月清集が、建永元年正月十一日の高陽院初度御会の歌をも記入していたものと考えられ、このことは定家本原本月清集が、良経没年の最後まで手許において書き入れていった月清集草稿本であったことを明確にしてくれるのである。

注 拙稿「秋篠月清集考」昭和45年3月・甲南女子大学研究紀

要6号